

◎農業機械化促進法を廃止する等の法律

(平成二九年四月二一日法律第一九号)

一、提案理由 (平成二九年三月八日・衆議院農林水産委員会)

○山本 (有) 国務大臣 農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

まず、農業機械化促進法を廃止する等の法律案についてでございます。

農業機械化促進法は、戦後、食糧の増産を図るため、国及び都道府県が主導して、一定水準以上の農業機械の開発、導入を進めることを目的として、昭和二十八年に制定されたものでございます。

近年、高性能農業機械の導入が進展したために、国及び都道府県が主導して開発、導入を進める制度の必要性が低下をいたしました。農業機械の型式検査につきましては、安全性の検査を除き、実績がない状況でございます。

このため、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていく観点も踏まえまして、農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部を改正し、研究機構が、農業機械化促進法に規定されております農業機械に関する試験研究や安全性の検査等の業務を引き続き実施できるよう措置することといたしまして、この法律案を提出した次第でございます。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要内容でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告 (平成二九年三月二八日)

○北村茂男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業機械化促進法を廃止する等の法律案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務に係る規定の整備を行うものであります。

…………… (略) ……………

両法律案は、去る三月七日本委員会に付託され、翌八日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑を行いました。

質疑終局後、農業機械化促進法を廃止する等の法律案に対し、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の四会派共同提案により、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業等に関する技術上の検査を農機具についての検査に限定する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、両法律案及び修正案について一括して討論を行い、順次採決をいたしましたところ、まず、農業機械化促進法を廃止する等の法律案につきましては、修正案及び修

正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決した次第であります。次に、主要農作物種子法を廃止する法律案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二九年三月二三日）

○岸本委員 ただいま議題となりました農業機械化促進法を廃止する等の法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

政府原案は、高性能農業機械について国及び都道府県が主導して開発、導入を進める制度と、近年、安全性の検査を除き実績がない農業機械の型式検査を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業機械に関する試験研究や安全性の検査等の業務を引き続き実施できるよう措置する内容となっており、その基本的方向性は賛成いたします。

ただし、政府原案においては、研究機構が実施する検査の業務に関して、本来想定される農機具についての検査以外の検査も実施できるかのような規定ぶりとなっており、適当ではありません。

そこで、研究機構が実施する検査が農機具についての検査に限られることを法文上も明確にする本修正案を提出した次第であります。

以上が、この修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成二九年四月一四日）

○渡辺猛之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業機械化促進法を廃止する等の法律案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、平成三十年四月一日に農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法における機構の業務に係る規定の整備を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、機構の業務に係る規定の整備範囲について、農業等に関する技術上の検査を農機具についての検査に限定する修正が行われております。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、政府に対し、二法を廃止する理由、農業機械の安全性への影響、種子について都道府県が取組が後退する懸念、種子の確保に対する国の責務等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して田名部委員より、農業機械化促進法を廃止する等の法律案に賛成、主要農作物種子法を廃止する法律案に反対、日本共産党を代表して紙理事より、両法律案に反対、希望の会（自由・社

民)を代表して森委員より、主要農作物種子法を廃止する法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。